

標準コード新規登録手続について(法人用)

(2018. 2.20 改訂)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の電算システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1法人又は1個人事業者は一つの標準コードが取得でき、その登録内容は、法人名又は個人名と所在地(TEL・FAXを含む。)で、随時の変更登録と3年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM版として有償頒布されています。(個人事業者の場合、申込者がCD-ROM版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません)

II 新規登録申込手続 (この申込書は、OCR 読取用になっていますので、必ず枠内にご記入願います。)

申込書に必要な事項を記載し**実印(法務局に届出した印鑑)**を押印の上、**印鑑証明書**(法務局発行後3ヶ月以内のもの、コピー可)、**法人番号指定通知書のコピー**及び**手数料**(又は銀行振込明細書のコピー)を添えて、郵送又は持参をお願いします。**FAX**での申込は受付けておりませんので、ご注意願います。

ご記入いただく前に、以下の記載要領及び当協会ホームページをご覧ください。

なお、当協会ホームページからも申込手続きができますので、ご利用下さい。

URL : <http://www.jastpro.org/index.html>

1 上欄関係

「申込会社名」の「実印」は、法務局に登録した印鑑を押印し、当該印鑑証明書(法務局発行後3ヶ月以内のもの、コピー可)、法人番号指定通知書のコピーを添付して下さい。

2 「新規登録事項」関係

① 「英文名」は、契約書やインボイスに記入される英文名を記入して下さい。

② 「住所」は、原則、登記所在地ですが、本社機能が移転している場合には当該実質的な本社所在地を記入して下さい。

この場合、印鑑証明書の余白に、「本社機能は○△に移転している。」旨、注記して、記入者の印を押捺し、「住所」欄に実質的な所在地を記入して下さい。

③ 「住所」の「TEL」は、固定電話の番号を記入して下さい。

3 **重要事項** CD-ROM版の「日本輸出入者標準コード表」にTEL・FAX番号の掲載を希望しない場合には、を塗りつぶして下さい。印がない場合には、掲載を了解されたものといたします。

4 「登録手数料の支払方法」関係

① 新規登録手数料は6,600円(消費税込)です。

② 銀行振込の場合には、**手数料を振り込んだ後**(インターネットバンキング可)、登録の申込をして下さい。

③ 銀行振込(ATMを含む)の場合には、振込んだ際に受け取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合には、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし、申込書に添付して下さい。

④ 現金の場合には、持参するか又は現金書留にて郵送して下さい。

⑤ 小切手の場合には、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料(840~945円)の加算が必要です。

5 非居住者が税関事務管理人(関税法第95条参照)を代理人として登録を申込む場合には、別の様式となります。

III 注意事項

1 当協会が受理後、問題がなければ、約10日前後に登録者の住所宛に登録通知書(兼領収書)を郵送します。なお、申込者が航空運送事業者、石油税特例納付の承認を受けた者又は製造たばこの特定販売事業者に該当する場合は、別途、NACCSセンターへの届出が必要です。

2 会社名称・所在地に変更が生じた場合には、**変更登録手続**をお願いします。

変更登録申込書、その他の様式は、当協会からのFAX送信、または当協会ホームページからダウンロードで入手できます。

3 **3年毎に更新登録**が必要となります。

更新登録申込書は登録期限の約3ヶ月前に郵送しており、**更新手続が行われないと登録が抹消**されますのでご注意願います。

4 登録通知書及び更新案内等を郵送しています。郵便物が不達とならないように看板の掲出等にご配慮願います。

IV 標準コード登録手数料一覧 (消費税込)

種類	新規登録	変更登録	更新登録	通知書再発行	通知書英文版発行
金額(円)	6,600	1,350	3,150	1,050	1,050